

他都市のオンライン結合に係る規定

都市名	個人情報保護条例の規定（オンライン結合）
札幌市	<p>（電子計算機の結合による提供の制限）</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、電子計算機の結合（実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線で接続し、実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にすることをいう。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）法令等に定めがあるとき。</p> <p>（2）実施機関が<u>審議会の意見を聴いて</u>公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を実施機関以外のものに提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。</p>
仙台市	<p>（電子計算機の結合の制限）</p> <p>第11条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、本市以外のものとの間において通信回線による電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、<u>法令等に定めがあるとき</u>、又は実施機関が<u>仙台市個人情報保護審議会の意見を聴いて</u>当該電子計算機の結合を行うことに公益上必要があると認めるときは、この限りでない。</p>
さいたま市	<p>（電子計算機の結合の制限）</p> <p>第8条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理を行うに当たっては、市以外の者との間において通信回線による電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）法令等に定めがあるとき。</p> <p>（2）実施機関が<u>審議会の意見を聴いて</u>公益上特に必要があると認めるとき。</p>
千葉市	<p>（電子計算機処理の制限）</p> <p>第10条</p> <p>3 実施機関は、実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供するため、通信回線による電子計算機の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を行うときは、<u>あらかじめ審議会の意見を聴く</u>ものとする。</p>
川崎市	<p>（電子計算機の接続による処理の制限）</p> <p>第12条 実施機関は、実施機関以外のものとの間において通信回線による電子計算機の接続をして保有個人情報の電子計算機による処理を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）法令の定めがあるとき。</p> <p>（2）実施機関が<u>審議会の意見を聴いて</u>認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項ただし書の規定による処理を行う場合において、必要があると認めるときは、接続先において十分な個人情報の保護が図られていることを確認するとともに、接続先においてその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>
横浜市	<p>（電子計算機の結合の制限）</p> <p>第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理を行う場合において、実施機関以外のものと通信回線その他の方法により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）法令等の定めがあるとき。</p> <p>（2）前号に掲げるもののほか、実施機関が公益上特に必要があると認めるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項第2号に掲げる事由により実施機関以外のものと電子計算機の結合を行おうとするときは、<u>あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない</u>。</p>
相模原市	<p>（オンライン結合による提供）</p> <p>第11条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合する方法をいう。次項において同じ。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。</p> <p>2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、<u>あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない</u>。その内容を変更しようとするときも、同様とする。</p>
新潟市	<p>（オンライン結合による提供の制限）</p> <p>第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）により、保有個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）法令等に定めがあるとき。</p> <p>（2）実施機関が、<u>審議会の意見を聴いたうえで</u>特に必要があると認めるとき。</p>
静岡市	<p>（電子計算機等の結合の制限）</p> <p>第11条 実施機関は、<u>法令等に定めがある場合を除き</u>、当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することによる保有個人情報の提供（以下「情報通信提供」という。）をしてはならない。ただし、実施機関が、<u>審議会の意見を聴いた上で</u>公益上必要があり、かつ、個人情報の保護対策が講じられていると認めるときは、この限りでない。</p>
浜松市	<p>（電子計算機等の結合による提供に係る保護措置）</p> <p>第14条 実施機関は、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の特定の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線を介して接続し、当該実施機関の保有個人情報を当該特定の者が随時入手し得る状態にする方法により提供するときは、保有個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p>
名古屋市	<p>（電子計算機の結合の禁止）</p> <p>第15条 実施機関（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下この項において同じ。）は、個人情報の電子計算機処理について、実施機関以外のものとの間で、通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、実施機関が<u>名古屋市個人情報保護審議会の意見を聴いて</u>、公益上特に必要があり、かつ、次に掲げる対策その他の個人情報の保護対策が講じられていると認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1）不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための保護対策</p> <p>（2）緊急時における結合の停止等の保護対策</p> <p>2 前項の規定は、本市が設立した地方独立行政法人について準用する。この場合において、同項中「本市が設立した地方独立行政法人を除く。」とあるのは、「本市が設立した地方独立行政法人に限る。」と、「実施機関以外のもの」とあるのは、「当該実施機関以外のもの」と読み替えるものとする。</p>
京都市	<p>（電子計算機の結合の制限）</p> <p>第11条 実施機関は、当該実施機関以外のものとの間において、個人情報を提供し、又は個人情報の提供を受けるため、通信回線その他の方法により電子計算機を結合してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）法令に定めがあるとき。</p> <p>（2）実施機関が、<u>審議会の意見を聴いたうえで</u>、公益上必要があり、かつ、個人情報の保護に関し必要な措置が講じられていると認めるとき。</p>
大阪市	<p>（電子計算機の結合の制限）</p> <p>第12条 実施機関は、保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、<u>本市の他の機関若しくは国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人又は本人以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）法令等に定めがあるとき</p> <p>（2）実施機関が公益上特に必要があると認めるとき</p> <p>2 第6条第4項及び第5項の規定【<u>あらかじめ審議会の意見を聴く</u>。聴かずに実施した場合は速やかに審議会に報告する。】は、前項第2号の規定により電子計算機の結合を行おうとする場合について準用する。</p>
堺市	<p>（電子計算機の結合の制限）</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報の電子計算機処理について、国、他の地方公共団体その他の者との間で通信回線により電子計算機の結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1）法令等に定めがあるとき。</p> <p>（2）実施機関が<u>個人情報保護審議会の意見を聴いた上で</u>、公益上特に必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。</p>

神戸市	(電子計算機の結合の制限) 第12条 実施機関は、実施機関が保有する個人情報の電子計算機処理をするに当たって、実施機関以外のものとの間において電気通信による電子計算機の結合をしてはならない。この場合においては、第7条第3項ただし書の規定を準用する。 (収集の制限) 第7条 3 …ただし、法令等に規定があるとき、又は実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。
岡山市	なし
広島市	(保有個人情報の利用及び提供の制限) 第8条 4 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切であると認められる場合において、通信回線による電子計算機の結合により保有個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。
北九州市	(利用及び提供の制限) 第12条 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。＜以下略＞ (1)～(6) ＜略＞ 6 実施機関は、第2項本文の規定にかかわらず、事務の遂行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講ぜられている場合を除き、通信回線による電子計算組織の結合による実施機関以外のものへの保有個人情報の提供をしてはならない。 7 実施機関は、第2項及び前項の規定に基づき通信回線による電子計算組織の結合による提供を行った場合には、北九州市個人情報保護審査会に報告しなければならない。
福岡市	(電子計算組織の結合に関する制限) 第12条 実施機関は、福岡市個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときでなければ、保有個人情報の取扱いに当たり、市の機関以外の者との間において通信回線による電子計算組織の結合を行ってはならない。ただし、番号法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムについては、この限りでない。
熊本市	(電子計算機結合による提供の制限) 第10条 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、提供先において安全確保の措置が講じられている場合を除き、実施機関以外のものとの通信回線での電子計算機の結合による個人情報の外部提供（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を行ってはならない。 2 実施機関は、前項の規定により個人情報の外部提供を行う場合は、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。
東京都	(外部提供の制限) 第11条 2 実施機関は、事務の執行上必要かつ適切と認められ、及び個人情報について必要な保護措置が講じられている場合に限り、通信回線による電子計算組織の結合による外部提供を行うことができる。
千葉県	(実施機関以外のものに対する提供の制限) 第11条 2 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。以下「オンライン結合」という。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。 3 実施機関は、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。 一 法令等に基づいてオンライン結合により個人情報を提供する場合 二 本人の同意に基づいてオンライン結合により個人情報を提供する場合又は本人にオンライン結合により個人情報を提供する場合 三 インターネットを利用して一般の閲覧に供する方法により個人情報を提供する場合 4 実施機関が警察本部長である場合にあつては、個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的とする事務の目的を達成するため、警察庁又は他の都道府県警察にオンライン結合により個人情報を提供しようとするときは、前項の規定は、適用しない。
神奈川県	(オンライン結合による提供) 第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関の保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。次項において同じ。）による保有個人情報の提供を行ってはならない。 2 実施機関は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするとき、又はその内容を変更しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 法令等の規定に基づき提供するとき。 (2) 本人の同意に基づき提供するとき、又は本人に提供するとき。 (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要があると認めて提供するとき。 (4) 出版、報道その他これらに類する行為により公にされているものを提供するとき。 (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に提供するとき。 3 前2項の規定は、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために公安委員会又は警察本部長が警察庁又は他の都道府県警察に保有個人情報を提供する場合には適用しない。

● 審議会による関与（政令指定都市20市＋東京都・千葉県・神奈川県）

審議会による関与	都市数	都市名
全て事前諮問	4	千葉市、相模原市、名古屋市、熊本市
例外を除き事前諮問	14	札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、福岡市、千葉県、神奈川県
全て事後報告	1	北九州市
全て諮問・報告不要（規定はある）	3	浜松市、広島市、東京都
全て諮問・報告不要（規定自体ない）	1	岡山市

● 例外の内容（例外規定のある14都市）

① 法令等に基づく結合 ②他の実施機関、狭義の国等との結合 ③本人との結合 ④本人の同意 ⑤情報提供ネットワークによる結合 ⑥その他

例外の内容	都市数	都市名
①のみ	10	札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、京都市、神戸市、堺市
①＋②＋③	1	大阪市
⑤のみ	1	福岡市
①＋③＋④＋⑥	2	千葉県、神奈川県